

★特定施設の設置等の届出について

○特定施設、特定事業場とは

下水道を使用する工場又は事業場に設置される施設において、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質や、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものを含んだ汚水又は廃液を排出する施設（関連法：水質汚濁防止法、第二条第二項）、またダイオキシン類を含む汚水若しくは廃液を排出する施設（関連法：ダイオキシン類対策特別措置法、第二条第二項、第十二条第一項第六号）を特定施設といいます。

特定施設を設置する工場又は事業場を特定事業場といいます（下水道法、第十二条の二第一項）。

○特定施設に関わる下水道関連の届出について

次のような場合、下水道法に基づく特定施設に関する届出を公共下水道管理者（町）に提出が必要です。

各種届出（①～④）の様式や届出内容については下記下水道担当へお問い合わせください。

① 工場又は事業場に特定施設を設置し公共下水道を使用するとき

→特定施設の設置等の届出（下水道法、第十二条の三）

※原則、設置しようとする 60 日前まで提出受理となること（下水道法、第十二条の六）

② 前述①の届出内容（特定施設の構造・特定施設の使用の方法・特定施設から排出される汚水の処理の方法・公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項）を変更しようとするとき

→特定施設の構造等の変更の届出（下水道法、第十二条の四）

※原則、構造等の変更しようとする 60 日前まで提出受理となること（下水道法、第十二条の六）

③ 前述①の届出内容（氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名・工場又は事業場の名称及び所在地）に変更があったとき

→氏名の変更等の届出（下水道法、第十二条の七）

※変更があった日から 30 日以内に提出

④ 前述①の届出をした者の地位を承継（特定施設を譲り受け、又は借り受け等）した場合

→承継の届出（下水道法、第十二条の八）

※承継があった日から 30 日以内に提出

○特定施設に関する注意事項

白鷹町下水道条例に定める基準に適合しない水質の汚水は公共下水道に流入することができません（同条例第 8 条）。状況により除害施設の設置等必要な措置をしなければならないことになっております（同条例第 9 条）。

※以下白鷹町下水道条例第 8 条及び第 9 条の抜粋です。

(特定事業場からの汚水の排除の制限)

第 8 条 特定事業場から汚水を排除して公共下水道を使用する者は、次に定める基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。

- (1) 水素イオン濃度、水素指数 5 を超え 9 未満
- (2) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
- (3) 浮遊物質 1 リットルにつき 600 ミリグラム未満
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
- (5) 窒素含有量 1 リットルにつき 240 ミリグラム未満
- (6) 燐含有量 1 リットルにつき 32 ミリグラム未満

2 特定事業場から排除される汚水が、河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)の規定による省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)により、当該汚水について前項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、当該汚水に係る水質の基準は、同項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

(除害施設の設置等)

第 9 条 法第 12 条第 1 項及び第 12 条の 11 第 1 項の規定により、次に定める基準に該当しない水質の汚水(水洗便所から排水される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 9 条の 4 第 1 項に掲げる物質 それぞれ当該各号に掲げる数値。ただし、同条第 4 項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
 - (2) 温度 45 度未満
 - (3) 水素イオン濃度 水素指数 5 を超え 9 未満
 - (4) 生物化学的酸素要求量 1 リットルにつき 5 日間に 600 ミリグラム未満
 - (5) 浮遊物質 1 リットルにつき 600 ミリグラム未満
 - (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
 - (7) よう素消費量 1 リットルにつき 220 ミリグラム未満
- 2 前項の規定は、前項第 4 号及び第 5 号に定める項目に係る汚水で、1 日あたりの平均的な汚水の量が 50 立方メートル未満であるものについては、適用しない。

お問い合わせ先

〒992-0892

山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833

白鷹町 上下水道課 電話 0238-85-6138

[E-mail suidou@so.town.shirataka.yamagata.jp](mailto:suidou@so.town.shirataka.yamagata.jp) (下水道担当)